

スライド 1

建設系産業廃棄物の適正処理について、大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループから説明します。

スライド 2

はじめに、建設系産業廃棄物の適正処理について、説明させていただく項目です。1 つめに、法律上の廃棄物の区分について。2 つめに、建設系廃棄物の適正処理に関する、法律上の規定等について。3 つめに、アスベストや PCB などの処理に注意を要する廃棄物の処理について説明いたします。

スライド 3

始めに、廃棄物の区分について、説明させていただきます。

スライド 4

まず廃棄物の区分についてですが、「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために、不要になった物をいいます。廃棄物は大きく分けて、家庭から発生する廃棄物と、事業活動によって生じる廃棄物「事業系ごみ」に区分されます。事業系ごみはさらに「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分かれます。「産業廃棄物」については、政令で定められておりますが、建設工事現場から発生する廃棄物などが該当します。事業系一般廃棄物には、事務所から出る紙ごみや、生ごみなどが該当します。この事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分類については、業種によって分類が変わります。また、有害性の高い廃棄物は「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」に区分されます。なお、浚渫土や建設発生土は土砂であるため、廃棄物処理法の規制から外れます。

スライド 5

次に、産業廃棄物の種類について説明します。産業廃棄物は、20 種類の項目に分かれます。表の中の星マークが付いている産業廃棄物については、排出される業種によって「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分かれます。例えば、建設工事からは紙くず、木くず、繊維くずが排出されると思いますが、これらは建設業においては「産業廃棄物」になります。一方、事務所から紙くず、木くず、繊維くずが発生した場合（具体的にはコピー用紙、木製の机、綿 100 パーセントの服）、これらは「事業系一般廃棄物」になりますのでご注意ください。工事から発生する産業廃棄物としては、一般的に建設系 8 品目と呼ばれる、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くずのほか、汚泥も解体工事に伴って生じる、主な廃棄物の一つです。

スライド 6

また、先ほどの 20 種類の産業廃棄物のうち、この表にある「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」については、法律上有害性の高い廃棄物として規定される「特別管理産業廃棄物」には該当せず、普通の産業廃棄物ですが、処理に留意を要する産業廃棄物として、別途定義づけられていますので、ご説明いたします。「石綿含有産業廃棄物」は、いわゆる石綿を含んだ P タイルや、スレート板といった成形板のことで、みなさんよくご存じだと思います。「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」は、平成 29 年 10 月 1 日から施行された新たな定義です。身近なものには、「蛍光灯」「水銀灯」があり、これらは「水銀使用製品産業廃棄物」に該当し、保管や運搬の際は、他の廃棄物と混合しないよう、仕切りを設け保管することや、破損しないよう容器に入れる等の、対策が求められるとともに、その処理については、密閉された設備で集じん機や活性炭フィルターが設置されているなど「水銀使用製品産業廃棄物」に含まれる、「水銀又はその化合物」が、大気中に飛散しない状態での、処理が求められます。

スライド 7

一方、先ほどまでの「産業廃棄物」とは別に、有害性が高く、特別に管理して、処理する必要があるものは「特別管理産業廃棄物」に、区分されます。この中に建設業のみなさんに特に関わりがあるものとして、赤い四角で囲んでいる、「廃石綿等」があります。この「廃石綿等」は、吹付け石綿や石綿を含んだ保温材が該当します。また、同様に赤い四角で囲んでいる、「PCB 廃棄物」についても、解体建物に残されていることがありますので、後ほど説明します。

スライド 8

ここからは、建設系廃棄物の処理について、ご説明させていただきます。

スライド 9

まず皆さんにご注意いただきたい、排出事業者の責任について、説明します。廃棄物処理法には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において、適正に処理しなければならない。」とあり、事業活動に伴って生じた廃棄物は、その廃棄物を発生させた事業者、つまり排出事業者が、その処理責任を有しています。処理そのものは、自ら処理するほかに、処理業者に委託することは可能ですが、その廃棄物の適正処理は、排出事業者が責任をもって、管理をしなければなりません。

スライド 10

一方で、建設工事に伴い生じる、産業廃棄物の処理責任についてですが、こちらは、元請業者が、処理の責任を負うことが、法律に明記されています。したがって、建設工事から生じる産業廃棄物は、元請業者が自らの産業廃棄物として処理するか、その処理を許可業者に委

託する必要があります。ここで注意していただきたいのは、原則、下請業者が元請業者の廃棄物を運搬、一時保管、処分を行うには、下請業者が産業廃棄物処理業の許可を取得しておく必要があります。産業廃棄物処理業の許可は、他者の廃棄物を収集運搬、または処分する場合に必要な許可ですので、元請業者が排出者となる建設廃棄物について、下請業者が許可を持たずに処理することは、廃棄物処理法違反となります。この場合、元請業者及び下請業者の双方が、処罰の対象になりえますので、ご注意ください。

スライド 11

次に、産業廃棄物の保管基準について、説明します。工事現場から搬出するまでの保管については、守るべき基準があり、周辺生活環境の保全上、支障のないように保管する必要があります。次のスライドから、イメージ図と合わせて説明します。

スライド 12

産業廃棄物保管場所の基準に関するイメージ図がこちらになります。種類ごとに分別して廃棄物を保管する。飛散、流出の防止措置をとる。汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置をとる。悪臭、害虫の発生を防止する。周囲に囲いを設置するなどが挙げられます。

スライド 13

続いて、保管高さと掲示板についてです。50 パーセント勾配以下の高さになるように廃棄物を保管する。囲いに廃棄物の負荷が直接かかる場合は、囲いの内側 2 メートルは上端より 50 センチメートル以上低くする。また廃棄物が崩れてこないよう、囲いより 2 メートル以上内側についても 50 パーセント勾配以下の高さで保管する。産業廃棄物の保管場所である旨の 60 センチメートルかける 60 センチメートル以上の大きさの掲示板の設置、が求められています。掲示板には、保管場所の管理者の氏名又は名称、担当部署名、電話番号などの連絡先、保管する産業廃棄物の種類を表示してください。屋外で保管する場合は、最大保管高さの表示も必要です。保管に関して、50 パーセント勾配以上の高さで保管されている事などに、市民より多くの苦情が寄せられております。保管高さは基準を超えないように注意してください。

スライド 14

次に、発生場所である工事現場以外の、自らの敷地に産業廃棄物を移動させて、保管する場合について説明します。元請業者が、産業廃棄物を工事現場の外で自ら保管を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可は不要ですが、一定規模以上の保管を行う場合は、原則事前に届出が必要です。産業廃棄物を保管する保管場所そのものの面積が 300 平方メートル以上であれば、廃棄物処理法に基づく届出が必要です。保管を行う事業場の、事務所や駐車場等を含

む敷地全体の面積が 200 平方メートル以上であれば、大阪市条例に基づく届出が必要になります。保管を行う事業場の敷地等の面積が 200 平方メートル未満であれば、届出の対象外です。届出は、保管を開始する 2 週間前までに、行っていただきますようお願いします。なお、保管場所そのものが、300 平方メートル以上の法の届出が必要な場合においては、大阪市条例の届出は必要ありません。

スライド 15

届出者氏名、代表者、住所や、保管する産業廃棄物の種類や数量などに変更があった場合は変更届が必要です。また届出を行っていた廃棄物の保管を廃止する場合は、廃止届が必要です。

スライド 16

保管届出に関する違反をした場合、法または市条例に基づく届出義務違反となり、それぞれ罰則があります。法律では、届出等を行わなかった場合、6 か月以下の懲役、又は 50 万以下の罰金となります。市条例では、届け出等を行わなかった場合、罰則として 20 万円以下の罰金となります。他は表に記載のとおりですので、ご確認ください。

スライド 17

次に、産業廃棄物を自社で収集運搬する場合の基準について説明します。自社の産業廃棄物を収集運搬する場合、収集運搬業の許可は不要ですが、許可業者と同様に処理基準を守ることがあります。廃棄物が飛散、流出しないようにすること。悪臭、騒音、振動など、生活環境の保全上、支障が生じないようにすること。車両の両側面に、排出事業者名および産業廃棄物を、収集運搬している旨の表示をすること。廃棄物の運搬に関する書面の携帯をすることが必要です。

スライド 18

車両の両側面には、スライド左上のような、産業廃棄物収集運搬車である旨と会社名の表示が必要です。車両に表示する文字は、見やすく、鮮明に、識別のしやすい色にしてください。携帯する書面についてはスライド右側のとおり、氏名又は名称及び住所、運搬する産業廃棄物の種類・数量、産業廃棄物を積載した日や、積載した事業場の情報、運搬先の事業場の情報の記載が必要になります。

スライド 19

次に、産業廃棄物収集運搬業の許可を持つ場合の車両表示と書面の携帯義務について説明します。車両の表示について、基本的には自社運搬の場合と同様に、産業廃棄物収集運搬車である旨と、会社名に加えて、許可番号の下 6 桁を記載する必要があります。携帯する書類

については紙マニフェスト、または電子マニフェストの場合は電子マニフェスト加入証と、運搬する廃棄物の種類等が書かれた受け渡し確認票などの書面が必要です。産業廃棄物収集運搬業許可証の写しは紙マニフェスト、電子マニフェストいずれの場合も携帯する必要があります。

スライド 20

ここからは、排出事業者、つまり建設工事では元請業者が、産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合について、説明します。事業者が産業廃棄物処理業者に収集運搬、または処分を委託する場合には、排出する事業者が、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ、書面による契約を結ばなければなりません。下請け業者が産業廃棄物の契約を処理業者と結ぶことはできません。

スライド 21

委託契約書に記載すべき事項については、詳細な説明はしませんが、このスライド及び、次のスライドで示しますように、様々な項目が定められています。

スライド 22

<説明省略>

スライド 23

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際には、産業廃棄物管理票、いわゆる紙マニフェストを、排出事業者が処理業者に交付、もしくは電子マニフェストを用いて、データ入力を行わなければなりません。「マニフェスト制度」とは、排出事業者が、収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物が、委託契約通り適正に処理されたことを把握・管理することにより、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的に、廃棄物処理法に規定された制度です。紙マニフェストは7枚または8枚つづりのものですが、排出事業者が処理業者に、紙マニフェストを交付する際には、A票を手元に残し、B票以降を渡してください。処理が終われば、収集運搬業者及び処分業者から、B2、D、E票が手元に帰ってきますので、適正処理がされたことを必ず確認し、A票と併せて、原本を5年間保管してください。

スライド 24

次に電子マニフェストシステムについて説明します。電子マニフェストは、日本産業廃棄物処理振興センター（いわゆる JW センター）において、情報管理がなされているシステムで、廃棄物処理法で定める事項を、システムに入力することで処理の状況を管理するものです。電子マニフェストを使用すると、JW センターに電子データで保存されるため、紙マニフェストのように各事業者が保管する必要がなくなり、また紛失の心配もありません。電子マニ

フェストシステムの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が加入していることが条件となります。周知の方も多いと思いますが、大阪市の発注工事において過去にマニフェストの偽造などといった、不正使用が確認されたことから、再発防止対策の一環として、令和4年4月より本市発注工事において、電子マニフェストの使用が義務化されました。義務化に際し、理由なく紙マニフェストを使用した場合は、2か月の入札参加停止等のペナルティが課せられることになりました。本市発注工事を元請業者として受託する場合はもとより、下請業者等として、産業廃棄物収集運搬業の許可に基づき、産業廃棄物を運搬する場合も、電子マニフェストに加入する必要があります。

スライド 25

電子マニフェストを使用するメリットは大きく3つあります。まず1つ目の「事務処理の効率化」に関するメリットとして、マニフェストの情報がJWセンターに電子データで保存されるため、紙マニフェストのように各事業者が保管する必要がなくなります。また紙マニフェストと比較し廃棄物の処理状況の確認が容易になります。さらには、毎年6月末までに各排出事業場を管轄する自治体あてに行っていただく、廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出も不要となります。2つ目の「法令遵守コンプライアンス」に関するメリットとして、法律で定められた記載事項に漏れがあると通知する機能により、記入漏れがなくなる。また紙マニフェストと異なり紛失の恐れがありません。さらには運搬終了、中間処分終了、最終処分終了の報告期限に迫っているにも関わらず、終了報告がされていないマニフェストについて、通知機能により、確実な処理状況の把握が可能であることなどが、挙げられます。3つ目の「データの透明性の確保」に関するメリットとしては、電子マニフェストの情報は排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が常に最新の情報を閲覧することができ、かつ修正や取消には修正事項に係る事業者双方の承認がないとできないため、容易に偽造や改ざんができないようになっていることが、挙げられます。このように電子マニフェストには、さまざまなメリットがありますので、導入のご検討をお願いします。

スライド 26

次に、多量排出事業者制度についてご説明します。多量排出事業者とは、法を所管する各行政庁区域内で、前年度の特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物の発生量が1000トン以上、または特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置している者をいいます。多量排出事業者該当する場合、産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出が6月末までに必要になります。先ほど説明した産業廃棄物管理票交付等状況報告書と違い、電子マニフェストを使用していても、提出が必要となりますのでご注意ください。

スライド 27

多量排出事業者に該当するかの判断方法について説明します。大阪市内の工事現場での産業廃棄物発生量が 1000 トンを超えているかで判断します。大阪市外で発生した産業廃棄物は含みません。①のケースでは、大阪市内の産業廃棄物の発生量が 1000 トンを超えている為、多量排出事業者になります。また、大阪市外の発生量も 1000 トンを超えている為、他の行政庁でも多量排出事業者に該当する可能性があります。②のケースでは、大阪市内の産業廃棄物の発生量が 1000 トンを超えている為、多量排出事業者になります。市外の排出量は 1000 トンを超えていないので、市外では多量排出事業者とはなりません。③のケースでは、合計は 1600 トンで、1000 トンを超えていますが、大阪市内は 1000 トンを下回っている為、多量排出事業者には該当しません。

スライド 28

産業廃棄物処理計画書、実施状況報告書の提出時期についてご説明します。前年度の排出量が 1000 トン以上の場合、当該年度に計画書が必要になります。計画書を提出した翌年度に、報告書の提出が必要になります。1 段目は、前年度から、毎年 1000 トン以上を超える場合ですが、この場合は毎年計画書と報告書の提出が必要です。2 段目は、前年度、当該年度が 1000 トン以上の場合ですが、当該年度は計画書、翌年度は計画書と報告書、翌々年度は報告書のみが必要になります。翌年度の排出量がゼロであっても、報告書は翌々年度必要になりますので、ご注意ください。3 段目は当該年度のみ 1000 トンを超える場合です。翌年度は計画書、翌々年度は報告書が必要になります。なお、特別管理産業廃棄物の場合はこれを 50 トン以上かどうかで考えていただけたらと思います。

スライド 29

多量排出事業者制度による計画書と報告書の様式や、提出方法は大阪市 HP に掲載しております。また、詳しい制度内容については多量排出事業者制度の手引きに掲載しておりますので、参考にいただければと思います。

スライド 30

ここまで廃棄物の処理にかかる基準などについてご説明しましたが、これらの基準に違反した場合は、詳細な説明はしませんが、このスライドで示す行政処分、次のスライドで示す罰則が規定されています。

スライド 31

<説明省略>

スライド 32

ここからは、建設現場で特に注意が必要な「アスベスト」「PCB」について説明します。

スライド 33

まず、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」について、説明します。「廃石綿等」には、吹付け石綿や石綿を含んだ保温材や耐火被覆材、これらを除去する際に用いられた養生シート、防塵マスクなどが該当します。

スライド 34

「廃石綿等」の処理するための基準としては、梱包等の飛散防止の措置をとること。他の廃棄物と区分し、収集運搬、保管を行うこと。特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」を保管する旨の表示をすること。処分するためには、「溶融、無害化处理もしくは、埋立処分」と方法が限定されています。また、埋立処分を行う場合は、あらかじめ、固形化、薬剤による安定化を行ない、耐水性の材料での二重梱包が必要です。

スライド 35

次に「石綿含有産業廃棄物」についてです。「石綿含有産業廃棄物」は重量の 0.1 パーセント以上石綿を含むものが該当し、代表的なものには、「スレート」や「P タイル」といった石綿含有成形板があります。

スライド 36

石綿含有産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」には該当しませんが、処理に注意が必要です。廃棄物として保管・収集運搬する場合には、飛散防止措置をとって、荷重による変形又は破断の防止のため整然と積み重ねることや、シート掛けやこん包等の措置のほか、他の廃棄物と区分することが求められます。そのほか、処分するためには、「溶融、無害化处理もしくは、埋立処分」と方法が限定されています。なお、現場における「破碎行為」は原則禁止されていますので、できるだけ割らないようにして、保管し、収集運搬業者に引き渡すようお願いします。

スライド 37

次に令和 3 年 3 月に改訂された「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」について、少し紹介します。この表は、石綿含有産業廃棄物となる、建材の種類と取扱上の留意事項をとりまとめたものとして、マニュアルに掲載されているものです。改訂により、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有廃棄物として扱うこととなりました。「石綿含有産業廃棄物」にはさきほど代表例として掲げた、スレート等の石綿含有成形板のほか、石綿含有仕上塗材、石綿含有下地調整塗材、そのほか、除去作業において使用した、器具等に付着した、石綿含有建材があげられております。ここで記載のあるとおり、石綿含有成型板の中でも、石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種、石綿含有仕上塗材、石綿含有下地調整塗材、これらの除去作

業において使用した、器具等に付着した石綿含有建材につきましては、比較的飛散性の高いおそれのあるものとして、排出や処理時の取扱いに留意が必要となります。

スライド 38

保管や運搬の上での、具体的な留意事項ですが、他の産業廃棄物より、強い飛散防止措置が求められております。「石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種」及び「除去作業において使用した器具等に付着した石綿含有建材」については、状況に応じて、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等にこん包することが求められます。石綿含有仕上塗材、石綿含有下地調整塗材については、除去の工法によっては粉状又は汚泥状であることもあるため、袋の破損が起これば廃棄物が流出する可能性が高いため、二重こん包等による確実なこん包が求められます。

スライド 39

続いて、PCB 廃棄物について説明します。PCB は「ポリ塩化ビフェニル」の略で、絶縁性、不燃性などに優れているため、電気機器用絶縁油などに、幅広く利用されました。歴史的には、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件をきっかけに、PCB の毒性が大きな社会問題となり、昭和 47 年に製造が中止され、平成 13 年には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（いわゆる PCB 特措法）が、施行されました。具体的な使用製品には、写真にあるような高圧コンデンサ、低圧コンデンサ、高圧トランス、蛍光灯安定器などがあります。

スライド 40

また、PCB 廃棄物は、「譲渡し」及び「譲受け」が制限されています。PCB 廃棄物の処理責任は、建物所有者（保管者）にあり、工事業者が代わりに処理することはできません。従って、PCB 廃棄物は建物所有者に、特別管理産業廃棄物として、適切な保管及び処分をしていただく必要があります。PCB 廃棄物の所有者が、工事業者等に処理を代わりにさせたときには、譲渡し・譲受け行為に該当し、法令で原則禁止されている行為になるため、違反すると 3 年以下の懲役、または 1,000 万円以下の罰金といった罰則もありますので、ご注意ください。

スライド 41

PCB 廃棄物には処理期限が定められており、高濃度 PCB 廃棄物の処理期限は近畿 2 府 4 県のエリアでは、法令で令和 3 年 3 月 31 日までとなっており、既に期限が過ぎております。高濃度 PCB 廃棄物は、実質的に国が運営する中間貯蔵・環境安全事業株式会社（通称：JESCO）で処理をしていましたが、JESCO による受付は昨年終了しました。仮に未処理の高濃度 PCB 廃棄物が発見された際は、建物所有者（保管者）に至急、当担当まで連絡するようお願いください。建物から PCB 廃棄物と疑わしきものが見つかりましたら、型番を確認したり、分析

を行ったりして、PCB 使用機器かどうかの判別をしてください。一方、低濃度 PCB 廃棄物は令和 9 年 3 月までに、無害化处理認定施設で処理する必要があります。具体的な施設については環境省のホームページで御確認ください。

スライド 42

低濃度 PCB 該当性判断方法については、フロー図を参考にしてください。低濃度 PCB 廃棄物に該当しない場合は、通常の産業廃棄物となります。

スライド 43

大阪市のホームページ上では本日説明できなかった、PCB 廃棄物や建設工事等における産業廃棄物の適正処理のために必要な情報や、参考となる外部サイトを紹介しておりますので、参考にいただければと思います。

スライド 44

以上で説明を終わります。